

# 第1章 預金口座の不正利用（要件論）

能見善久

## 1 はじめに

他人名義の預金口座等を悪用して振込詐欺や架空請求などの犯罪が行われる事件が増加していることから、預金口座の不正利用をどのように規制するかが社会問題となっている。平成16年12月30日からは、「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律（預金口座等の不正利用防止法）」が施行され、他人になりすまして預金契約にかかる役務の提供を受ける目的で、預金通帳等を譲り受けた者などが処罰されることになった（平成16年12月10日法律第164号）。しかし、この法律による規制とは別に、不正利用された預金口座の私法的な扱いについてはどのような問題が生じるかをここでは取り上げる<sup>(1)</sup>。

## 2 各種の不正利用

預金口座の不正利用にはいろいろなタイプがある<sup>(2)</sup>。第1に、麻薬取引の資金などのマネーロンダリングに預金口座を利用する場合がある。しかし、ここでは、使われる預金口座が架空名義や不法に入手したものもあるが、そのこと自体を取り締まるというよりは、犯罪行為で得た利益を入金・送金すること自体を取り締まることに中心的な狙いがある（組織的犯罪処罰法）。このタイプの預金口座の利用については、本稿では扱わない。第2に、出資法違反のヤミ金融業者が貸付金の返済用として預金口座を利用する場合である。ここでもヤミ金融業者が取り締まりを恐れて他人名義や架空名義の口座を利用することが多いが<sup>(3)</sup>、自分名義の口座を利用しているのであれば、違法な営業の道具として預金口座を使ってはいるが、預金口座の取得方法の点で当然に違法な行為があるわけではない。但し、銀行としては、預金口座が違法ないし公序良俗に反する行為に使われているということで、解約や利用停止の措置を取るなどの対応が考えられる（普通預金規定ひな型10条）。第3に、他人名義や架空名義の口座を利用する場合である。振り込め詐欺では、こうした口座が利用されていると言われている。この種の不正利用に対しては、預金口座開設時、口座の他人利用・口座譲渡、利用権限がない者による利用など、いろいろなレベルで対処することが考えられる。

本稿は、以上のうち、第2と第3のタイプの不正利用（以下で不正利用という場合には、こ

のタイプを意味することにする) に対して、契約上どのような対処が可能かを検討するが、対処の具体的中身(預金取引の停止・解約など)は別稿で扱われるので、ここではなにが不正利用とされるか、といういわば「不正利用の要件」の問題を中心に扱う。

### 3 普通預金の法的構造

預金口座の不正利用に対処するためには、預金口座を利用する預金者の契約上の地位がどういふものかを明らかにしておく必要がある。この点が明確にならないと、不正利用とは何かを厳密に定義することもできないし、不正利用に対して私法的・契約的な対処をすることもできないからである。

預金口座を利用する預金者と銀行の関係について、従来は、単純に消費寄託契約であるとされてきた<sup>(4)</sup>。もっとも、銀行と預金者の間の契約関係は、消費寄託契約だけではなく、それに約款による特約部分が付加されていると考えられてきた。特約部分にはいろいろなものがあるが、普通預金規定に規定されている特約は、たとえば、取扱店の範囲に関する定め(普通預金規定ひな型1条)、払戻についての免責規定(印鑑照合)(8条)、預金および通帳の譲渡、質入れ、第三者の権利設定禁止、預金・預金契約上の地位等の第三者利用の禁止(9条)などであるが、そのほかにも銀行の各種のサービスを付加する場合がある(総合口座)。しかし、いずれにせよ、伝統的には消費寄託契約を中心に、それに各種の特約が付加されると考えてきた。

これに対して、最近では普通預金を、銀行と顧客の間のもっと大きな契約関係の中の一部に位置づける考え方も提唱されている(詳しくは、本報告書第3章・中田裕康「銀行による普通預金の取引停止・口座解約」参照。)。これによれば、銀行と預金者の間にはまず基本取引契約があり、その基本取引契約の中の具体的な取引の一部として預金口座開設が位置づけられることになる。このような最近の考え方は、銀行取引の実情にも合致しているし、預金口座の不正利用に対する契約上の対策などを考える際にも、消費寄託契約の性質にとらわれることなく、自由な発想ができる点で意味があるであろう。

## 4 不正利用の諸形態

### (1) 口座開設の段階の問題

#### (a) 架空名義口座・他人名義の口座開設

口座開設の時点では、本人確認法により口座開設希望者は本人確認に際して虚偽の事実を述べてはならないことになっており、その違反に対しては罰則が規定されているが、

契約法上の問題としては、預金契約の無効・取消などが問題となる。銀行は預金者が示した名前と住所などで特定される「A」と預金契約を締結する意図を有していたが、実際には「A」は存在しない架空の人物であったり（これが架空名義の預金となる）、「A」は実在していても銀行の窓口で契約したのは別のBというものであった場合（なりすましによる他人名義の預金となる）が問題となる。

この場合に、銀行としては、契約当事者についての錯誤を理由に契約の無効を主張するか、詐欺取消を主張することができる。人の同一性についての錯誤が民法95条で要素の錯誤とされるか否かは、一般に契約の種類によって決まると考えられている<sup>(6)</sup>。預金契約についての判例はないが、多少類似する消費貸借の貸主の同一性についての錯誤は要素の錯誤にならないとする古い判例もあるが<sup>(6)</sup>、本人確認法が施行され、預金者の同一性・本人性が厳しく審査される状況のもとでは、預金契約において預金者の同一性についての錯誤は要素の錯誤になると考えるべきであろう。

銀行からの錯誤無効の主張は可能であるが、無効とすることは実質的な解決としては必ずしも効果的ではない。まだ被害者からの送金・入金がない場合であればともかく、すでに多数の被害者からの入金があった後では、その預金口座を無効とすると、被害者から入金された金銭をどう扱うか、預金口座開設時にも入金された金銭があった場合に、現在の預金残高をどのように各人に分配するか、など預金口座の処理について難しい問題が生じる。要するに、預金口座開設を無効とするのは、将来に向かって銀行が預金契約者に対して本来であれば負っている各種のサービスを提供する義務を免れる点に意味があるが、すでに預金口座が利用された後でこれを原状に回復する点では必ずしも有効ではない（むしろ端的に口座の凍結などができる方が有効である）。

錯誤無効は、預金者の同一性について誤解した銀行を保護するための法律構成であるから、銀行のみが錯誤無効を主張できると解する説が有力であり（取消的無効）、従って、銀行としては錯誤無効を主張するのは自由であるが、これを主張しないで一応有効な契約として扱い、その上で普通預金規定に従って各種の措置を講じることも可能である。おそらく、後者の方が銀行としては有効な対策を講じることができる（錯誤無効としてしまうと、普通預金規定に定められている特約に依拠して各種の措置を講じることができなくなる可能性がある）。

#### (b) (実体のない) 団体・法人名義の口座

団体や法人についても、実体のない団体・法人を利用して、預金口座を開設し、これを不正利用することが考えられる。この点についても、本人確認法で団体そのものと取

引担当者についての本人確認が行なわれるので、団体に実体があるかの点はともかく（これも権利能力なき団体では、団体の実体を示すための定款や規則などの提示がもためられるが、これは架空のものを作り上げようと思えば簡単に作成できる）、すくなくとも取引担当者のレベルでは本人確認が厳格に行われることで、不正利用を予防することになる。その点で、個人名義の預金口座開設と基本的には変わりがない。しかし、団体や法人の口座では、次のような点で不正利用される危険性が個人名義の口座よりも大きい。

第1に、その団体や法人の実体が当初は存在していても、後でなくなったりすることがあり、また、取引担当者も自分の口座ではないから、管理がずさんになるために、不正利用がされる危険がある。これらの口座は、長期間使われないことが多いと思われるので、その点に着目して対策を講じるのが適当であろう。

第2に、団体名義・法人名義の預金は、預金の譲渡という形をとらないでも、団体・法人の代表者の交代や、実質的な運営責任者の交代によって、別の者が預金口座を合法的に利用することができる。これに対しても、代表者や取引担当者を定期的に確認するなどの方法で不正防止を図ることはかなりの程度可能であるが、団体活動の自由を阻害しないようすることが必要であり、両者の兼ね合いが難しい。

## （2）口座利用の段階の問題

口座の不正利用の中心的な問題は、口座が有効に開設された後に、その口座が不正に利用される場合である。ここでも、不正利用を幾つかのタイプに整理しておくのがよいであろう。第1は、本人利用タイプである。預金口座は自分名義のものであり、口座の取得という点では不法性はないが、その口座を不法ないし公序良俗違反の営業活動などに使っている場合である。第2は、口座の取得方法が不正な場合である。普通預金規定ひな型9条で禁止している預金の譲渡や預金口座の第三者利用に反する行為が行われる場合である。第3は、不正利用というカテゴリーには入らないが、不正利用を予防する観点から、不活動口座などに対して対策を講じることである。もっとも、口座を長期間使わないことは口座の不正利用とは言えないから、これを理由に銀行としてはどのような措置がとれるのかについては慎重な検討が必要である。

### （a）口座名義人による不適正利用（本人利用型）

普通預金規定ひな型10条(2)「③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合」は、銀行は、「預金取引を停止」し、「預金口座を解約」することができるとしている。このように、口座名義人による口座の不正

利用については、普通預金規定において、一応手当ができています。なお、問題があるとなれば、まさにここに書かれている「この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合」とはどのような場合か、という「要件」の点である。

幾つか場合を分けて検討することにしよう。

第1に、口座名義人が出資法違反の貸付金の返済用口座に用いるなど、当該口座が直接不法ないし公序良俗違反の行為に用いられている場合には、普通預金規定ひな型10条(2)③に該当することは問題がない。銀行としては、口座凍結および解約ができる。

第2は、口座名義人が犯罪行為や公序良俗違反の行為によって利益を上げており、これを当該預金口座に入金している場合である。入金される金銭はもともと不法ないし公序良俗に反する行為によって挙げた収益であるが、それが被害者から直接入金されるのではなく、一旦は、預金者の手を経て入金される場合である。この場合には、入金された金銭が本当に不法ないし公序良俗違反の行為によって得られたものか証明が困難である。預金者が親から相続した金銭があったような場合には、入金された金銭がどこから来たものかは証明ができない。このような場合には、口座凍結、解約の要件を充たすであろうか。難しさは、2つある。1つは、因果関係の証明の問題で、入金された金銭が不法・公序良俗違反行為からの収益なのか否かの証明の問題である。もう1つは、たとえ金銭の出所は不法・公序良俗違反行為であっても、それを預金することが「預金(口座)が……(不正に)利用された」といえるかどうかである。不法・公序良俗違反行為で得た金銭を預金する行為は、これらの行為のために預金口座を利用することとは違いますが、間接的には違法・公序良俗違反行為に寄与することになるので、やはり10条(2)③に該当すると言ってよいであろう。

第3に、不法・公序良俗違反の営業をしている者が、その活動から得たのではない金銭を預金する場合である。あるいは、違法活動をしている者とはいえ、その者の個人生活用の資金を預金する場合である。金銭の出所の証明はむずかしいが、証明の問題はここでは考えないことにする。これらの金銭を預金し、銀行に管理してもらうことは、預金の不正利用とはいいいくいのではないか<sup>(3)</sup>。

## (b) 他人口座利用型

不正利用のタイプとしては、現実にはこれが多い。振り込め詐欺のような違法行為のために預金口座を利用する者は、警察の追及を逃れるために、他人名義の口座や架空名義の口座を使うのが通常である。そこで、この種の不正利用に対処するには、不正利用

の目的である不法・公序良俗違反行為のレベルで対応するのではなく、他人の口座を利用する行為ないし架空の口座を利用する行為という形式的なレベルで捉えるのが有効である。普通預金規定ひな型9条(1)が預金の譲渡だけでなく、通帳などを「第三者に利用させる行為」も禁止しており、また10条(2)②で第三者利用行為があった場合を預金取引停止・解約の要件としている。

ここで規定している禁止行為が預金凍結や解約を導く「要件」として適切かどうかという観点から検討しよう。

(a) で述べた本人利用型の不正利用では、法令違反・公序良俗違反行為のために口座を利用しているという「実質的な不正行為」が要件となっているので、その限界が明確でないという問題はあるものの、要件自体としてはそれほど問題はない。これに対して、他人口座利用型は、利用の目的を問わず、他人名義の口座を利用するという「形式的な不正行為」を要件とすることから生じる問題がある。口座の不正利用があったとされると、当該口座が凍結ないし解約されるという効果が発生するのであるから、その要件の適否については慎重に検討しなければならない。

第1に、口座凍結・解約という効果が発生するための要件として考えるのであれば、ここでいう「利用」とは、第三者が自分の利益のために口座を利用する行為と理解すべきであろう。口座名義人が自分の利益のために、他人に預金を引き下ろしを頼む行為とは区別されなければならない。代理権を与える行為は、「利用」ではないと考えるべきである。

第2に、他人口座利用型では、口座名義人が何らかの意味で関与している場合と、全く関与していない場合とがある。両者で、口座の不正利用の意味、そして口座凍結・解約の意味が少し異なる。前者の典型は、口座名義人が口座を第三者に「譲渡」する場合である(いわゆる「口座の売買」)。この場合には、口座名義人も口座の不正利用に間接的に関与しているので、普通預金規定ひな型10条によって預金凍結・解約の効果が発生しても全く問題ない。しかし、例外的ではあるが、口座名義人が知らない間に口座を第三者が利用することもありうる。たとえば、高齢者で自分では財産管理ができない者の預金口座などを勝手に第三者が悪用するような場合である。この場合も、当該預金口座が不正利用されている以上、それを知った銀行としては口座を凍結する必要があるが、解約までするのが適当かは検討を要する。要するに、この場合には、口座名義人も被害者であり、不正利用者と口座名義人が食い違っているのである。

### (c) 不活動口座

厳密な意味での不正利用は、以上の(a)(b)であるが、そのような不正利用のきっかけとなるような口座利用状況についても対処ができると好ましい。ただ、これは、厳密には不正利用ではないから、あまり強い効果を結びつけるのは適当でない。

普通預金規定ひな型10条(3)は、一定の期間利用がないこと、かつ、残高が一定の金額を超えることがないことの2つの要件がみたされると、銀行からこの預金口座による預金取引を停止し、または預金者に通知したうえで預金口座を解約することができるとしている。どのくらいの期間利用がないと預金取引が停止されるのか、どれだけの残高がないと預金取引が停止されるのかは、それぞれの銀行が「別途表示する」ことになっている。

ここでの問題は、上述したように、一定期間利用がないということは、不正利用の温床となる危険があるが、不正利用そのものではないということである。そこで、預金名義人の利益に対する配慮も必要である。たとえば、長期不活動を理由とする預金取引の停止は、口座名義人に「通知」することなくできるようになっているが(解約には「通知」が必要となっている)、これは預金名義人に予想外の損失を与える可能性がある。「預金取引停止」の内容にもよるが、預金の引き出しだけでなく、第三者からの送金なども扱いが停止されるとなると、口座名義人が大きな不利益を受けることもありうる。「取引停止」の中身については検討が必要であろう。

以上のこととも関連するが、取引停止と言っても「全面的な取引停止」から「部分的な取引停止」(たとえば、預金口座からの引き出しだけ凍結する、あるいはカードによる利用だけ停止する)までいろいろなものが考えられるのではないか。

## 5 その他の問題

### (1) 預金口座開設の利益

預金口座の不正利用に対しては適切に対応できる措置を講じる必要があるが、預金者の利益と衝突する側面があることにも注意する必要がある。

第1は、預金開設の段階での問題である。他人名義・架空名義の預金開設を認めないのはよいとして、口座が法律や公序良俗違反の行為に利用される可能性があるということでは本人名義の口座開設の申し出をどこまで拒むことができるかである。これは契約締結段階の問題であり、銀行側にも契約締結の自由があるともいえるが、銀行口座開設が個人の生活にとって不可欠ともいえる現在の社会において、伝統的な締結の自由は制限される側面

もある。また、顧客(口座開設希望者も含めて)の平等取り扱いも要請されるであろう。銀行としては、口座開設に応じるか否かの客観的な基準を設けて対応する必要があるであろう。

第2に、預金口座開設後においても、預金取引の停止や解約が預金名義人の利益を害する可能性があることから慎重な判断が必要とされる。この点で、普通預金規定ひな型10条(2)③で規定されている「この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合」という基準の運用の仕方が難しい。たとえば、明確な出資法違反の金融が行われている場合には、「公序良俗違反」と言えるであろうが、単に利息制限法を超える金融が行われている場合、貸金業法で要求される手続きないし条件(17条の書面の交付など)が充たされていない貸付が行われている場合など、法令・公序良俗違反の不正利用であるとして預金取引停止・解約などの措置がとれるかは難しい判断を強いられる。

## (2) 被害者との関係

銀行が預金契約上、口座の不正利用に対して預金取引停止・解約の権限を定めることによって、被害者との関係でどのような義務が生じるかが問題となる。これらの権限は、あくまで預金名義人との間の契約によって規定される権限ではあるが、口座不正利用者の法令違反・公序良俗違反の行為によって被害を受けた者からは、銀行が適切に権限を行使しなかったために損害を被ったとして、銀行が損害賠償責任を追及される可能性がある。一般論としては、銀行の権限不行使が被害者との関係で709条の過失を構成する場合には、責任が生じるということになる。

### [注]

- (1) このテーマについては、すでに次のような論文があり、参考にした。三上徹「振り込みと取扱銀行に対する照会への対応」金融法務事情1664号4頁、同「銀行の決済機能を悪用する反社会的行為への対応」金融法務事情1678号16頁、菅原包治「預金口座の不正利用と金融機関の対応」金融法務事情1709号9頁。
- (2) 友松義信「不正利用対策」銀行法務21、145号29頁は、以下の第2と第3のタイプを挙げる。
- (3) 大坂地判平成16年1月19日判時1847-44は、このような事例。
- (4) 少し古いが、鈴木竹雄編『普通預金・定期預金』8頁。
- (5) 四宮・能見『民法総則(第7版)』194頁。
- (6) 大判大正7・7・3民録24-1338。
- (7) 齊藤秀典「普通預金規定ひな型等における預金口座の強制解約等に係る規定の制定につ



いて」金融法務事情1602号14頁に解説がある。

- (8) 最判昭和62年7月17日判時1243-28は、暴力団組長が賃貸しているマンションに関して、建物区分所有法60条に基づいて賃貸借契約の解除及び専有部分の明渡請求を認めたものであるが、共同生活上の利益を害する行為があったことが前提になっている。換言すれば、共同生活上の利益を害するような行為がない場合には暴力団組長というだけで追い出すことは困難であろう。預金についても、これと同様な考え方をすることができるのではないか。